

令和6年度「イクボス・女性活躍企業拡大促進事業」
成果連動型民間委託成果水準書

1. 委託業務名

令和6年度「イクボス・女性活躍企業拡大促進事業」企画運営業務

2. 委託業務の目的及び概要

島根県において、子育て世帯の男性の1日あたりの家事・育児・介護時間は、女性と比べて約3分の1と少なく、家庭において女性に負担が偏っている状況にある。

男女が協力して子育て・介護や仕事に取り組むためには、家庭内での夫婦間の分担を見直すことに加えて、職場において男女とも育児・介護休業等を取得しやすく、子育てや介護に対応した柔軟な働き方ができる環境を整えることが必要である。

本業務では、職場における働き方改革に積極的に取り組み、従業員がいきいきと活躍できる職場を実現する経営者・管理職である「イクボス」や、女性活躍等に積極的に取り組む企業の取組や精神の普及により、柔軟な働き方のできる制度を導入し誰もが安心して働き続けることができる職場環境づくりの推進を図り、時間外勤務の縮減、年次有給休暇取得の増加を目指す。

また、自らも「イクボス宣言」を行い、「イクボス」の取組を県内全体に広めるという趣旨に賛同する島根県内の企業の代表者で構成する「しまねイクボスネットワーク」の加入企業数の増加を図る。

本事業の実施に際しては、新しい技術やノウハウを持ち、様々な媒体・ツールを通じた情報発信が期待できる民間事業者を活用することでより効果が上がるものとも思われ、予め定めた成果指標及び支払基準に基づき契約代金を支払う成果連動型民間委託（PFS方式）を採用する。

3. 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4. 委託業務内容

以下の5つの事業の実施にあたり必要となる業務全般を実施すること。

なお、主催は島根県としまね働く女性きらめき応援会議とする。

(1) しまねイクボスネットワーク広報業務及び(2)～(5)のセミナー等（いずれも参加料は無料）の参加者募集広報

- ・「しまねイクボスネットワーク」への加入促進に資する広報業務を行う
- ・ネットワーク加入企業を増やすための効果的な広報業務を提案すること
- ・「しまね大交流会 2024」（令和6年11月2日（土）松江市で開催予定）に「しまねイクボスネットワーク」として出展し、参加者及び他の出展者に情報発信を行う
- ・各種セミナーの参加者募集に係る広報を行う
- ・これまで「イクボス」や女性活躍等の取組への関心の低い企業、ネットワークへの加入者が少ない地域や業種を中心に広く参加者を集めることができる方法を提案すること

※各セミナーの案内先として、下記の登録・認定・加入企業（約 600 社）等の情報を事前に提供する

- ・しまね女性の活躍応援企業
- ・しまね子育て応援企業「こっころカンパニー」
- ・しまねイクボスネットワーク加入企業
- ・その他県から案内を希望する企業

(2) 経営者・管理職の意識改革セミナー（イクボスセミナー（意識編））

「イクボス」の求められる背景や必要性など、経営者や管理職の理解促進を目的に実施し、働きやすい職場環境づくりに向けた自社の課題に気づき(3)のセミナーへの参加に誘導する。

- ①日時・回数 令和6年8月までに東部・西部2会場で各1回ずつ計2回のセミナーを実施
東部会場に島根県知事の出席を予定するため、後日県が指定する日時に開催すること（7月中旬予定）
- ②場 所 東部会場：松江市 西部会場：浜田市 を想定
※オンライン開催、録画視聴を含め、セミナーの開催回数・場所については提案で変更可能
ただし、知事が出席予定の東部会場は必須とする
- ③対 象 島根県内企業・団体等の経営者・管理職またはその候補者等
- ④内 容 講演及び講師としまねイクボスネットワーク加入企業代表者等とのトークセッションを想定（東部会場には知事がトークセッションに参加予定）
開催時間は150～180分程度／回
- ⑤そ の 他 参加企業に対する成果指標測定のためのアンケート及び個別相談を含むフォローアップを行うこと

(3) 経営者・管理職の行動改革セミナー（イクボスセミナー（行動編））

(2)のセミナーを踏まえ、「イクボス」に求められるマネジメント手法や企業課題の解決のための具体的な取組内容など、経営者や管理職の行動促進を目的に実施し、社内の働き方を変え柔軟な働き方のできる制度の導入や時間外勤務の縮減、年次有給休暇取得促進といった具体的な成果を生み出す。

- ①日時・回数 令和6年11月までに3会場で各3回ずつ計9回のセミナーを実施
- ②場 所 東部会場：松江市 中部会場：出雲市または大田市 西部会場：浜田市 を想定
※セミナーの開催回数・場所については提案で変更可能
- ③対 象 島根県内企業・団体等の経営者・管理職またはその候補者等（働き方改革を行う総務人事部門の担当者を含む）
- ④内 容 講師による講義とコーチング、参加者同士のグループワーク等を想定
開催時間は120分～150分程度／回
- ⑤そ の 他 参加企業に対する成果指標測定のためのアンケート及び個別相談を含むフォローアップを行うこと
(2)におけるアンケートやフォローアップにより参加者の課題を踏まえてセミナーのプログラムに活かし、集合形式のセミナーのみではなく個別コーチングを充実させることを妨げない

(4) しまねイクボスネットワーク企業交流会

「しまねイクボスネットワーク」の加入企業（令和6年3月時点：56社）を対象に、取組事例の共有や改善に向けた意見交換などを含む企業交流会を実施する。

- ①日時・回数 令和7年2月までに実施すること
- ②場 所 加入企業が参加しやすい会場とすること
- ③対 象 「しまねイクボスネットワーク」加入企業の代表者及び当該企業で働く従業員
- ④内 容 参加者同士での交流や学びあいに資する内容
開催時間は150分～180分程度
- ⑤そ の 他 ネットワーク加入のメリットを実感でき、企業同士の交流を図ることで自社の取組を見直すことができるような方法を提案することを妨げない

(5) 先進企業視察付きセミナー

「イクボス」や女性活躍に積極的に取り組む企業を会場に、取組視察や従業員との意見交換を交えた視察付きセミナーを開催する。

- ①日時・回数 令和6年12月までに東部・西部で各1回実施すること
- ②場 所 視察先企業（視察先に十分な駐車スペースがないことが想定されるため、参加者の移動手段の確保に留意すること）
- ③対 象 島根県内企業・団体等の経営者・管理職、総務・人事担当者等
- ④内 容 視察先企業の事例発表、社屋等見学、視察先企業の従業員を交えた意見交換
開催時間は120分～150分程度
- ⑤そ の 他 視察という形式にこだわらず、先進企業の取組を学べる機会を提供し、(2)及び(3)の参加企業の取組を見直すことができるような方法を提案すること（(2)(3)のセミナーと合わせて実施することを含む）を妨げない

5. 成果指標

成果指標	定義	測定方法
① セミナー参加企業数	(2)または(3)のセミナー参加企業数（重複は除く）	受託者による実績報告
② 「しまねイクボスネットワーク」加入企業数	令和6年度に新たに加入した企業数 (令和7年2月末時点)	島根県女性活躍推進課 加入企業名簿
③ 制度導入企業数	(2)かつ(3)のセミナー参加企業のうち、セミナー後にいずれかの制度※1を導入した企業数 (令和7年2月末時点)	受託者による実績報告 (対象企業へのフォローアップ調査による)
④ 制度活用企業数	③のうちセミナー後に制度を活用した企業数※2 または、(2)かつ(3)のセミナー参加企業のうち、制度はあるが活用実績がなくセミナー後に初めて制度を活用した企業数※2 (令和7年2月末時点)	
⑤ 時間外勤務削減数	(2)かつ(3)のセミナー参加企業全体における、 令和6年12月～令和7年2月の1人当たり平均時間外勤務時間の前年同時期からの削減時間※3	
⑥ 年次有給休暇取得率増加ポイント	(2)かつ(3)のセミナー参加企業全体における、 令和6年12月～令和7年2月の1人当たり平均年次有給休暇取得率の前年同時期からの増加ポイント※3	

※1 以下のいずれかの制度を導入した場合を対象とする

【労働者の職業生活と家庭生活の両立に資する制度】

- ア. 時間単位の年次有給休暇制度 イ. 法定を超える短時間勤務制度 ウ. 法定を超えるフレックスタイム制度
 エ. 法定を超える始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ制度（時差出勤） オ. 勤務間インターバル制度
 カ. 在宅勤務・テレワーク制度 キ. 法定を超える育児休業制度

【女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に資する制度】

- ク. 職種又は雇用形態の転換制度 ケ. 退職者の再雇用制度 コ. 女性従業員における教育訓練・研修制度
 サ. 女性従業員に対するキャリアコンサルティング制度
 シ. 育児休業等を取得しても処遇上の差を取り戻すことのできる昇進基準及び人事評価制度

※2 いずれかの制度について、1人でも利用者があった場合、活用した企業としてカウントする

ただし、上記「キ. 法定を超える育児休業制度」については、法定を超えなくとも「これまで男性の育児休業取得の実績がない企業であって、セミナー後に初めて男性の育児休業取得の実績のあった企業数」もカウントする

※3 対象企業へのフォローアップ調査による実績報告に基づき、前年同時期と比較した際に、業務の状況や人員体制など、セミナーの効果と関係なく増減が発生していると見なされる場合は、測定対象から除外する。

6. 支払条件等

(1) 支払上限額

区 分	金 額 (円)
固 定 部 分	10,000,000
成 果 連 動 部 分	2,000,000
支 払 上 限 額	(税抜) 12,000,000
	(税込) 13,200,000

上記成果連動部分については、下表を基に支払額を決定する。基準値に満たない場合は成果連動部分の支払は発生しない。

成果指標	基準値	基準額	加算額	上限額
① セミナー参加企業数	80 社	300,000 円	1 社増加ごとに 20,000 円 1 社増加ごとに (新規かつハイニーズ層※4) 30,000 円	600,000 円
② 「しまねイクボスネットワーク」加入企業数	20 社	200,000 円	1 社増加ごとに 20,000 円	500,000 円
③ 制度導入企業数	—	—	1 社導入ごとに 20,000 円	300,000 円
④ 制度活用企業数	—	—	1 社活用ごとに 20,000 円	200,000 円
⑤ 時間外勤務削減数	10 時間減	100,000 円	1 時間減ごとに 20,000 円	200,000 円
⑥ 年次有給休暇取得率増加ポイント	10 ㊦増	100,000 円	1 ㊦増ごとに 20,000 円	200,000 円

※4 ハイニーズ層の企業の定義については、セミナー実施時のアンケート等を基に県と受託者で協議の上決定する

(2) 成果指標の測定方法

本事業の成果に応じた受託者への支払をするにあたり、事前に設定した成果指標の達成度について、客観的に事業の効果を評価する。

受託者からの実績報告等に基づき、県が成果指標の測定結果を評価して成果連動部分の支払額を決定する。なお、成果評価にあたり、受託者は必要な資料の提供等の協力を行うこと。

県は、災害や感染症拡大等の大きな社会・環境的变化が生じたときに、必要があると認めた場合は、成果指標の変更をすることができる。この場合において、成果連動支払額の支払条件を変更する必要があるときは、県及び受託者が協議して定めることとする。

7. 業務実施に係る留意事項

- (1) 受託者は、業務全体の進行管理や県との連絡調整を行うための実施責任者や担当者等を選任すること。
- (2) 業務実施にあたって必要なスケジュールを作成し、進行管理を行うこと。
- (3) 各セミナー及び交流会については、島根県と「しまね働く女性きらめき応援会議」の主催により実

施するものであり、主催者の意向を反映させるため、それぞれの日程や内容等について受託者の決定後、県との協議の上決定するものとする（提案内容からの変更を求める場合がある）。

- (4) 受託者は当該委託事業に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、委託事業が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。

8. 著作権等

業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、県に帰属するものとする。

9. 二次使用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真、受託者が編集した映像等）は、下記媒体において無償で二次使用が可能とすること。

- (1) 県もしくは県が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等
- (2) その他、県が目的達成に効果的と認める媒体

10. その他

この成果水準書に定めるもののほか、実施にあたり疑義を生じた場合は、県と受託者双方で協議のうえ決定する。